平成２２年（フ）第２３２９号
福岡県太宰府市大佐野６丁目31番16号
債務者　市川　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６１号
福岡市中央区輝国２丁目21番14―202号
債務者　占部　幸央
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６７号
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―410号
債務者　合屋　優子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目１番地　フローラル片縄305号
債務者　長野　秀継
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０１号
福岡市西区野方６丁目23番３―508号
債務者　町　　眞一
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０５号
福岡県朝倉郡筑前町朝日666番地サンライズ朝日205号
債務者　古賀　仁士
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０６号
福岡県朝倉郡筑前町朝日666番地サンライズ朝日205号
債務者　古賀　律子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２６号
大分市大字上宗方553番地の３
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７８号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町倉野1918番地
債務者　網屋　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町3157番地２コーポ上川内202
債務者　谷元　清嗣
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
鹿児島県出水郡長島町川床1177番地２、前住所鹿児島県出水郡長島町山門野1410番地
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4477番地10
債務者　松下みどり（旧姓上中）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
鹿児島県阿久根市脇本7996番地１
債務者　小林　智美（旧姓双津）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
鹿児島県薩摩郡さつま町旭町21番地10、前住所福岡市中央区地行２丁目10番９―203号
債務者　宇都健一郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
鹿児島県出水市米ノ津町19番４号
債務者　吉海フクヱ
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
沖縄県浦添市屋富祖３丁目15番５―303号　知念アパート
債務者　比嘉真由美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６１号
沖縄県那覇市楚辺１丁目１番31号　城岳ハイツ３―C
債務者　屋比久宏美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部